

|   |       |                 |     |         |
|---|-------|-----------------|-----|---------|
| 特許権   | 判決年月日 | 令和元年7月10日       | 担当部 | 知財高裁第1部 |
|   | 事件番号  | 平成31年(ネ)第10010号 |     |         |
| <p>○ 名称を「導光板および導光板アセンブリ」とする発明に係る特許権の侵害の有無について、被控訴人の販売する電子書籍リーダー（被告製品）は、特許請求の範囲の記載のうちの「板状体の裏面に設けられた回折格子」という構成要件を充足せず、また、上記発明のうち板状体の裏面に回折格子を設けるとの部分は、同発明における本質的部分であり、均等の第1要件を充足しないとされた事例。</p> |       |                 |     |         |

(事件類型) 不当利得返還 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 特許法70条1項, 2項

(関連する権利番号等) 特許第2865618号

### 判 決 要 旨

1 本件は、名称を「導光板および導光板アセンブリ」とする発明に係る特許権を有する控訴人が、被控訴人の販売する電子書籍リーダーは上記特許権に係る発明と均等なものとしてその技術的範囲に属し、その販売による利益に相当する損失を被ったと主張して、被控訴人に対し、民法703条の不当利得返還請求権に基づき、本件特許権の実施料相当額の一部であることを明示した上で150万円の返還及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、被控訴人の販売する上記製品は均等の要件を充足しないと判断して、控訴人の請求を棄却した。控訴人は、本件控訴を提起し、文言侵害の主張を追加した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、控訴を棄却した。

#### (1) 文言侵害の成否

ア 控訴人が均等侵害の主張に加えて控訴審で新たに文言侵害の主張をしたことの適否について、特許発明の技術的範囲に関する技術的事項の細部にわたる主張とその認否は、主要事実の自白となるものではなく、裁判所も当事者も拘束されることはないので、成立した自白に抵触し許されないものではなく、また、本件について控訴審で文言侵害の審理をしても訴訟の完結が遅延するとは認められないから、民訴法157条1項により却下することはしない。

イ 構成要件Aは、「板状体の裏面に設けられた回折格子によって板状体の表面側へ回折させる」という部分の文理からして、透明な板状体の両面のうち一方を「裏面」と、他方を「表面」と定めて、発明の内容を記述しているものと解される。

上記構成要件が透明な板状体のどちらの側の面をもって「裏面」とし、又は「表面」と定めているかについては、構成要件Bが、「上記回折格子の断面形状または単位幅における格子部幅／非格子部幅の比の少なくとも1つが、上記導光板の表面における輝度が増大し、かつ均一化されるように変化せしめられていることを特徴とする」としていることの

ほか、本件発明の課題、その解決手段及びその効果を考慮して解釈すべきである。

本件発明は、液晶表示パネルなどを均一にかつ高い輝度で照らすという課題を解決するため、導光板である板状体の両面のうち、照光面とは反対側の面に回折格子を設け、この回折格子の回折機能によって、導光板である板状体に入射した光が照光面の側において均一にかつ高い輝度を発揮するようにした点に特徴があるものと認められる。

そして、光源から発せられる光が上記の機序において果たす役割からすれば、光源から発せられた光が進行して、上記の均一にかつ高い輝度を発揮するという効果を生じさせる側が「表面」側に当たるものと解される。

そうすると、構成要件Aの「板状体の裏面に設けられた回折格子」にいう「裏面」とは、光源から発せられた光が進行し、均一にかつ高い輝度を発揮するという効果が生じる面である照光面の反対に位置する面をいうものと解するのが相当である。上記解釈は、本件明細書の実施例の記載にも沿うものである。

ウ 被告製品において、光源から発せられた光が均一にかつ高い輝度を発揮することを期待されているのは、ディスプレイ側、すなわち、ライトガイドの下側においてである。そして、ライトガイドに設けられた微細構造体を透過した光が、ディスプレイを照らすために用いられる。この光が進行して均一にかつ高い輝度を発揮するという効果が生じる側が表面であるから、被告製品の微細構造体は、ライトガイドの「表面」に設けられていることになり、「裏面」に設けられているのではない。

被告製品は、構成要件Aの「板状体の裏面に設けられた回折格子」を充足しない。

## (2) 均等侵害の成否

本件発明においては、透明な板状体からなる導光板の両面のうち照光の効果を生じさせるのとは反対の面（裏面）に、光の入射角と臨界角をもとに適切に決められた間隔で、回折格子（刻線溝）が加工されており、これにより、導光板の一端面から裏面に向けて入射した光は、上記回折格子によって導光板の表面（照光の効果を生じさせる面）に向かって回折され、導光板の表面がこれに直交する高強度の出射光と導光板内に導かれる全反射光によって極めて明るく照らされる。（中略）このような機序が本件発明の技術的思想を構成していることからすれば、本件発明のうち板状体の裏面に回折格子を設けるとの部分は、本件発明における本質的部分である。

そして、被告製品が板状体の裏面に回折格子を設けるという部分を備えていないことは、既に文言侵害との関係において検討したとおりであるから、結局、本件発明と被告製品との相違部分は本質的部分であって、均等の第1要件を充足しない。